

鳥取市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第44号

鳥取市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

鳥取市簡易水道事業給水条例（昭和34年鳥取市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条の表用瀬地区の部別表第11に掲げる給水区域の項を削り、同表佐治地区の部中「別表第12」を「別表第11」に、「別表第13」を「別表第12」に改め、同表気高地区の部中「別表第14」を「別表第13」に改め、同表鹿野地区の部中「別表第15」を「別表第14」に改め、同表青谷地区の部中「別表第16」を「別表第15」に改める。

第20条の2第1項及び第20条の3第1項中「別表第12」を「別表第11」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第20条関係）

給水区域	口径	基本料金 (1か月)	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)
用瀬町用瀬の一部、 用瀬町別府の一部、	13mm又は	950円	1m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分72円
	20mm		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分83円

用瀬町安蔵（岡、塚原、鹿子区域に限る。）、用瀬町宮原、用瀬町屋住、用瀬町江波	25mm 又は 30mm	1,480円	50m <sup>3</sup> を超える分99円
	40mm	3,800円	
	50mm	5,950円	
	75mm	13,390円	

別表第11を削り、別表第12を別表第11とし、別表第13から別表第16までを1表ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市簡易水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の定例日後（同日前において水道の使用を止めた場合にあつては当該使用を止めた日）に計量した使用水量に係る料金の額の算定から適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量に係る料金の額の算定については、なお従前の例による。